

# 入札説明書

「電子点検表サービス」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

- (1) 調達件名 電子点検表サービス
- (2) 数量 電子点検表サービスの提供 1式
- (3) 履行期限 令和6年3月31日まで
- (4) 業務の仕様その他の明細 電子点検表サービス利用仕様書のとおり

## 2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 岩手県企業局経営総務室予算経理担当 電話 019-629-6378（直通） ファックス 019-629-6384 インターネットメールアドレス EB0001@pref.iwate.jp
--

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加資格を有し、令和3・4・5年度岩手県情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者名簿で「インターネット関連」を認定業務としている者であること。
- (4) この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。
- (5) この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準及び物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

#### 4 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和5年8月23日（水）午後5時までに2の場所に1部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
  - イ 誓約書（様式第2号）
  - ウ 委任状（様式第3号） ※営業所等の長が入札参加資格確認申請書を提出する場合
- (2) 4(1)の書類を提出した者は、入札日の前日までに当該提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類は、岩手県企業局において審査するものとする。
- (4) 審査結果は、令和5年8月24日（木）までに電話又はファックスにより通知する。

#### 5 委託業務の内容に係る説明

説明は行わない。

#### 6 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合、次により提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時、電話等により照会して差し支えない。
  - ア 提出期限 令和5年8月21日（月）午後5時まで
  - イ 提出場所 2の場所
  - ウ 提出方法 質問票（様式第4号）により、原則として、ファックスにより提出すること。
- (2) (1)の質問については、令和5年8月22日（火）午後5時までに回答することとし、岩手県のホームページにて閲覧に供する。

#### 7 入札書の提出方法等

別記「入札書の提出方法等について」によるものとする。

#### 8 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時  
令和5年8月28日（月） 午後2時30分
- (2) 場所  
岩手県企業局会議室（盛岡地区合同庁舎6階 岩手県盛岡市内丸11番1号）

#### 8 契約に関する事項

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - ア 落札者が保険会社との間に企業局を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
  - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

- (6) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

## 9 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 提出された書類は、返還しない。